

◆第1章◆

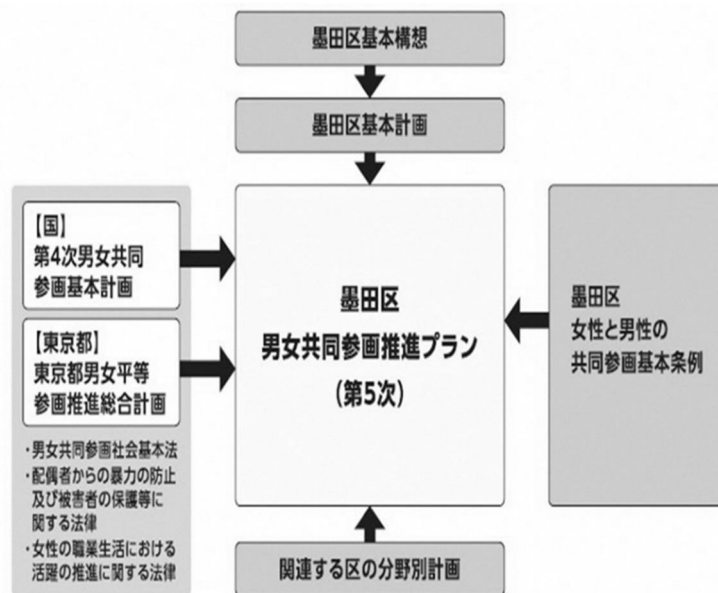
「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」

- 1 概要
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 体系
- 5 評価のしかた

1 概要

(1) 墨田区男女共同参画推進プラン(第5次)の目的及び位置づけ

- ◆ 平成18年4月に施行した「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」に基づき、墨田区の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を定めるもので、その位置づけは、次のようになります。



また、本プランは次のような性格をもっていることを念頭に「墨田区男女共同参画推進プラン（第4次）」の内容を見直し、必要な施策を加えて策定しています。

- ① このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- ② このプランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含して策定しています。
- ③ このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定しています。
- ④ このプランは、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」第10条に基づき策定する計画です。
- ⑤ このプランは、国の「第4次男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の趣旨を踏まえて策定しています。
- ⑥ このプランは、区の目指すべき将来像を掲げる「墨田区基本構想」を実現するための「墨田区基本計画」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定しています。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、令和元（2019）年度～令和5（2023）年度の5年間です。

2 基本理念

墨田区では、平成17年12月に「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定し、その中で男女共同参画を推進するための基本的な考え方を基本理念として定めています。本プランは、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」に示された基本理念をふまえて、「墨田区男女共同参画推進プラン（第4次）」で掲げた基本理念に、様々な個性・多様な生き方を尊重することを新しい時代のプランの特徴として取り入れ、計画を推進していきます。

すみだの男女共同参画社会の実現

地域の中で、互いが差別なく多様性と人権を尊重し、
新しい時代に向かって、すべての人がともに活躍する
男女共同参画社会の実現

認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ

条例第3条 基本理念

- 1 すべての人が性別による差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- 2 すべての人が性別による役割の固定化をもたらず社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- 3 性別にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- 4 性別にかかわらず、すべての人が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- 5 学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

3 基本目標

基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

男女共同参画社会の実現には、個人が性別にかかわらず、自分らしい生き方を認め合うことの大切さを理解することが重要です。しかし、人々の意識の中には、長い時間をかけて形成されてきた性差観があり、なかでも固定的な性別役割分担意識は、時代と共に変わりつつあるものの、家庭、学校、職場、地域社会等の中で無意識のうちに浸透しています。

一人ひとりが自分らしく生きられる社会にするためには、日常生活の中に潜む偏見や差別意識を取り除くように努めることが大切です。

お互いの人権が尊重され、認め合い、支え合う共生社会の実現を目指します。

基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ【女性活躍推進計画】

男女共同参画の推進は、家庭、地域、就労の場などあらゆる分野での取組が重要です。また、働く女性の増加に伴い、法整備は進んできていますが、いまだ男性中心型労働慣行が根強く残っています。仕事と家庭の両立が困難となった場合に、固定的性別役割分担意識から女性が仕事を辞めることが少なくありません。また、男性も仕事中心の生活により、職場での職責と家庭での経済的責任が課せられる傾向が強く、男性が育児・介護休業等を取得しにくい職場風土の要因となっています。

共働き世帯が増加するなど社会経済情勢が大きく変化する中において、女性と男性が対等なパートナーとして働くことができる職場の環境づくりを促進するとともに、家事や育児、介護など、幅広い分野で男女が協力しあうことができる社会を目指します。

基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ

社会や組織の活力を高めるためには、多様な人材を活用し、様々な立場の意見を取り入れることが重要です。区民の身近な生活の場として、地域社会は区民生活の基盤となるものです。少子高齢化や家族形態の変化、人間関係の希薄化等が進み、地域における課題が多様化する中、地域社会が果たす役割はますます大きくなっています。家庭と共に最も身

近な生活の場でもある地域社会において、性別にとらわれず男女が共に防災、地域活動等に参加・参画することで、地域力が高まり、男女が協働するまちづくりにつながります。

性別にとらわれず、男女が地域社会をはじめあらゆる分野の意思決定過程に参画することによって、社会状況を改革・改善するために自ら潜在的に備わっている力を発揮していくことが可能な社会を目指します。

基本目標 4 区、区民、事業者等が連携して施策を推進するまち すみだ

男女共同参画社会に向けた取組は、条例で示されているとおり、区、区民、事業者及び地域団体が連携（協働）して施策を推進する必要があります。計画の着実な推進に向け、庁内の連携を密にして各課の施策に男女共同参画の視点から横ぐしを刺し、円滑に効果的な施策推進が必要です。また、男女共同参画社会をより実現していくため、本計画を通して目標や達成手段等の共有を図り、区、区民、事業者及び地域団体が連携することで、有効かつ総合的な計画の推進体制を確立します。

4 計画の体系

すみだの男女共同参画社会の実現 認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ

基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向(1)男女共同参画意識を高めます	施策の方向(2)一人ひとりの人権意識を高めます	施策の方向(3)心とからだを尊重する社会づくりを進めます
課題① 固定的な性別役割分担意識の解消 ■男女共同参画施策に関する情報発信 1 区報、区公式ホームページ、CATV等による情報発信 2 男女共同参画情報誌「すずかけ」の発行 * 若年向け男女共同参画啓発冊子の発行 * 職員向け男女共同参画啓発紙「さらめき」の発行 ■区民参加型の意識啓発事業の実施 3 すずかけ大学をはじめとする各種啓発講座の開催 4 男性の家事参加に向けた料理教室の支援(男の料理教室) * 男女共同参画関連図書や資料の収集と貸出 ■情報の収集・把握・公表 * 男女共同参画に関する区民意識調査の実施・公表 * 男女共同参画に関する区職員意識調査の実施・公表 課題② 家庭、学校、地域における男女平等教育・学習の充実 ■児童、生徒への男女平等教育 5 男女共同参画観にたった教材等の見直し 6 男女共同参画観にたった生活・進路指導の実施 * 児童生徒の諸名簿における男女混合の推進 * メディア・リテラシー教育の実施 * 家庭教育意識啓発パンフレットの配布 ■教職員の意識の醸成 7 人権尊重教育・男女共同参画教育の研究・実践 * 性教育の推進 ■家庭や地域への意識啓発 8 子ども会活動への参画に向けた意識啓発 9 男性の育児への参加に向けた家庭教育支援講座の実施 * PTA活動における男女共同参画意識の啓発 * 男女共同参画等をテーマにした区民企画講座の支援	課題① 人権意識の高揚と情報の適切な活用 ■人権尊重の観点からの情報発信 10 区報への人権啓発コラムの掲載 11 区公式ホームページによる情報発信 * インターネット等における差別的言動解消のための啓発 * 適切な情報の発信と活用のための啓発 ■人権尊重意識啓発事業の実施 12 人権講演会の開催 * 人権啓発冊子「人権感覚」の配布 ■人権尊重と男女共同参画の視点の定着 13 差別事象発生時の職員対応方法の周知 * 職員向け差別事象対応マニュアルの更新 * 人権擁護委員との連携 * 庁内刊行物等の点検 * 人権や男女共同参画に関する研修の実施 課題② 多様な性(LGBT等)の理解と尊重 ■性自認や性的指向等の理解促進 14 正しく理解するための情報発信・講座の実施 15 職員、教職員への意識啓発 ■多様な性(LGBT等)に関する支援体制の検討 16 多様な性(LGBT等)に関する支援体制の検討	課題① 配偶者からの暴力(DV)の防止・早期発見・被害者支援(DV防止基本計画) ■配偶者からの暴力(DV)の予防・早期発見 17 パープルリボンプロジェクトの取組 18 予防啓発、相談事業の実施 * DV防止カードの作成、配布による相談窓口の周知 * 区民や事業者等との協力体制の強化 ■被害者支援 19 DVに関する相談、支援 20 関係機関との連携強化と子の福祉面からの支援の充実 * 被害女性とその子の緊急一時保護と自立支援 * DVやストーカー行為等の被害者への支援 ■関係機関との連携及び体制の強化 * 母子・父子自立支援員、女性相談員、家庭相談員の研修の実施 * 関係相談団体間の情報提供、連携<ネットワーク会議> 課題② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶 ■男女共同参画社会を阻害する要因に関する情報発信と啓発 21 区公式ホームページや啓発紙による情報発信 * 児童虐待防止に向けた情報提供と啓発活動の実施 * 児童虐待防止対策の充実のための関係機関との連携 ■職員、教職員への啓発と研修の実施 22 教職員向けハラスメント防止の研修会の実施 * 職員向けハラスメント防止に関する意識啓発紙の発行 ■ハラスメント対策、相談窓口の充実 23 ハラスメントを未然に防ぐための庁内体制の確立 24 子育て相談の実施 * 相談窓口の周知 * 「法律・人権相談」「日常の悩み相談」等相談窓口の周知 * 女性相談の実施 * 家庭相談の実施 * ひとり親相談の実施 課題③ 生涯を通じた女性の健康支援 ■健康づくりの知識の普及・啓発 25 区報、区公式ホームページ、区政情報番組を活用した健康づくりのための情報発信 26 健康づくりのための講習会の実施 27 妊産婦の喫煙防止の推進 * 母性保護と家族計画の充実(出産準備クラスの実施ほか) * エイズ理解及び予防教育の実施 ■検診実施、受診促進 28 がんの早期発見、女性の受診機会の拡大 * 妊産婦歯科健康診査の実施 * 骨粗しょう症予防対策の実施 ■健康相談の実施 29 心の健康相談の実施

凡例

基本目標	目標数 4
施策の方向	施策の方向数 8
課題	課題数 20
事業	事業数 142 (延べ146)
通し番号の事業：評価対象事業	51
*印の事業：取組状況に変化等があった際に評価対象となる事業	91

認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ

基本目標1

施策の方向(4)安心して暮らせる環境の整備を進めます

課題① 経済的な困難を抱える人への支援

■困難を抱える家庭への相談の実施

- * ひとり親相談の実施(再掲)
- * 女性相談の実施(再掲)

■生活支援の充実

- 30 ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施
- 31 児童扶養手当・児童育成手当
 - * 出産費用の助成
 - * 福祉資金等の貸付事業
 - * ひとり親家庭等医療費助成
 - * 児童養育家庭ホームヘルプサービス事業の実施

■福祉団体等への補助事業

- * 母子生活支援施設への助成
- * 福祉団体への補助事業の実施

課題② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり

■生活・福祉サービス情報の提供

- 32 外国語翻訳アプリ、聴覚障害者コミュニケーション支援アプリ付きタブレット端末の窓口設置
 - * 区公式ホームページでの自動翻訳サービスの導入
 - * 外国語に対応したガイドブックの作成、配布
 - * 障害者福祉のしおり「フレフレマイベース」の配布
 - * 高齢者福祉のしおり「たんぼぼ」の配布

■安心して暮らせるまちの整備促進

- 33 英語と中国語による外国人相談の実施
- 34 介護事業者対象人権講演会の実施
- 35 バリアフリー化の促進
 - * 区民参加型の家事援助の拡充(「ハート・ライン21」事業)
 - * 「あんしんバリアフリーマップ」の運営
 - * 家庭相談の実施(再掲)
 - * だれでもトイレの整備
 - * 通訳翻訳ボランティア制度の導入
 - * 日本語ボランティア教室との協働
 - * 在住外国人支援施策の実施

■就職に関するカウンセリングや相談

- 46 就職相談コーナー事業の実施「就職・仕事カウンセングルーム」
 - * 就労情報の提供「就職支援コーナーすみだ」

課題③ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

■ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動

- 47 ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会の実施
 - * 区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動(再掲)

■「特定事業主行動計画」の策定・実行の推進

- * 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進
- * 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進

基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ [女性活躍推進計画]

施策の方向(1)子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます

課題① 男女が共に担う子育てへの支援

■男性の子育て参画支援

- 36 男性のための育児教室の実施(パパのための出産準備クラス)
- 37 男性の子育て参画支援講座の実施(父親対象事業)

■出産・子育て応援事業

- 38 出産・子育て応援事業「ゆりかご・すみだ」
- 39 学童クラブ事業の実施
- 40 一時的に子どもを預かる子育て支援事業
 - * 子育ての相互援助活動の実施(ファミリー・サポート・センター事業)
 - * 訪問型保育支援事業すみだ子育て支援ネット「はく(Hug)」
 - * 子育てサポーターの育成・活用
 - * 子育て自主グループの育成(子育て支援地域活動促進事業)
 - * すみだ子育てアプリの配信・運用
 - * すみだいきいき子育てガイドブックの配布

課題② 男女が共に担う介護(介助)への支援

■介護(介助)者への支援の充実

- 41 男性介護者教室や認知症家族介護者教室の実施
- 42 緊急一時介護・保護事業の実施
 - * 障害者への巡回入浴サービスの実施
 - * 高齢者の総合相談窓口業務の実施
 - * 常時介護受給者用施設の整備促進
 - * 認知症高齢者の施設の整備促進
 - * 介護保険制度の普及と介護サービスの充実

施策の方向(2)男女がいきいきと働けるよう支援します

課題① 働く場での女性の活躍推進

■管理・監督者への女性登用促進

- 43 女性職員へ管理職選考等の受験促進
 - * キャリアアップ研修の実施
 - * 区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動

■仕事と家庭の両立に資する保育の実施

- 44 保育に関する相談窓口の設置
 - * 定期的な保育の実施(認可保育園、保育ママ、小規模保育所)
 - * 一時的な保育の実施(緊急、延長、休日、病児・病後児)
 - * 待機児童解消対策の推進

■女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実

- 45 すみだ人材発掘・就労支援プログラム事業の実施
 - * 一般事業主行動計画の策定促進に向けた女性活躍推進に関する情報提供
 - * 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する意識・実態調査の実施と公表
 - * 職員の男女共同参画に関する理解を深めるための研修実施
 - * 区職員対象の旧姓使用制度の実施

課題② 就業における男女共同参画の推進

■労働に関する情報提供

- * 国や都の資料の活用や関係機関と連携しての情報提供
- * 女性の就労に関する情報の提供

基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ

施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題① 意思決定過程への女性の参画推進

■審議会等における女性委員の比率向上

- 48 審議会等への女性委員の任用促進と公募制の拡大
 - * 女性委員の比率に関する調査の実施と結果の公表

■政治分野における女性の活躍推進

- * 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の周知

課題② 地域における男女共同参画の推進

■地域における男女共同参画意識の啓発

- 49 地域で助け合う小地域福祉活動の推進
 - * 団体・サークルの育成・支援
 - * 食育の普及、啓発

■男性の地域活動への参画支援

- 50 男性の社会貢献意識の向上促進(老人クラブ活動の活性化)
- * 定年後の男性の社会貢献意識の向上(シニア向け講座や介護教室の開催)

課題③ 防災・防犯における男女共同参画の推進

■防災分野での男女共同参画の推進

- 51 避難所運営体制の構築
 - * 地域住民を対象とした防災講座の開催
 - * 男女共同参画の視点で防災・防犯における意識啓発

基本目標4 区、区民、事業者等が連携して施策を推進するまち すみだ

施策の方向 計画の推進体制を充実します

課題① 男女共同参画推進体制の充実・強化

- * 墨田区男女共同参画推進本部による施策の計画的かつ総合的な推進
- * 墨田区男女共同参画推進委員会との連携による効果的な事業実施
- * 墨田区女性活躍推進協議会の開催
- * 墨田区男女共同参画苦情調整委員会の設置
- * DV防止のための連携会議の開催

課題② すみだ女性センターの機能充実・活動強化

- * 区民との協働による効果的な事業展開

課題③ 民間団体、企業への情報提供と啓発

- * 民間団体、企業への最新の情報提供

5 評価のしかた

(1) 評価方法

墨田区男女共同参画推進プラン（第5次：令和元年度～5年度）は、「基本理念」に基づく「基本目標」、それを実現するための「施策の方向」、具体的な「課題」、その方策としての「事業」により体系化されています。

「課題」の解決に向けて、各所管課が「事業」ごとに実施報告・自己評価を行います。これに基づき「施策の方向」及び「プラン全体」について、墨田区男女共同参画推進委員会が第三者評価を行います。

(2) 所管課の評価（本書 第2章 P.9～）

「事業」について、所管課が当年度計画と前年度実施状況を報告します。各事業の「男女共同参画の視点でめざす効果」【表1】を明らかにし、それに基づく前年度実施状況の自己評価を【表2】のとおり行いました。

【表1 男女共同参画の視点でめざす効果】

ア	家庭や地域において男女共同参画意識が高まる
イ	性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた選択が期待できる
ウ	性別に関係なく、人権が尊重される
エ	あらゆる暴力を防止することが期待できる
オ	生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
カ	あらゆる分野に性別に関係なく参画することができる
キ	仕事と育児・介護の両立支援のための環境を整えることにより、性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる
ク	地域の安心・安全な生活の確保に向けて男女共同参画の視点の導入を推進する
ケ	男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる

【表2 評価】

A	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定を上回る効果を発揮した
B	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定した効果を発揮した
C	男女共同参画の視点において課題が残る
D	計画通りには実施できなかった

※ 特に、「男女共同参画の視点」から効果を評価することを徹底しました。

(3) 墨田区男女共同参画推進委員会による評価（本書 第4章 P.67～）

(2)所管課の評価をもとに、墨田区男女共同参画推進委員会が「基本目標に対する効果」を「施策の方向」ごとに【表3】のとおり評価し、それをふまえて「課題」の総合的な評価を行い、さらにプラン全体の総括評価をしました。

【表3 基本目標に対する効果の度合い】

基本目標に対して 効果が	大きかった	◎
	あった	○
	少しあった	△
	なかった	×

◆第2章◆

「プラン進捗状況及び所管課評価」(抜粋)

凡例

【男女共同参画の視点でめざす効果】

ア	家庭や地域において男女共同参画意識が高まる
イ	性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた選択が期待できる
ウ	性別に関係なく、人権が尊重される
エ	あらゆる暴力を防止することが期待できる
オ	生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
カ	あらゆる分野に性別に関係なく参画することができる
キ	仕事と育児・介護の両立支援のための環境を整えることにより、性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる
ク	地域の安心・安全な生活の確保に向けて男女共同参画の視点の導入を推進する
ケ	男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる

【評価】

A	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定を上回る効果を発揮した
B	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定した効果を発揮した
C	男女共同参画の視点において課題が残る
D	計画通りには実施できなかった

評価の内訳

基本 理念	基本 目標	施策の 方向	課題	全体 事業数	うち 評価事業	評価数	評価内訳					
							A	B	C	D	-	
すみだの男女共同参画社会の実現 認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ	1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ		90	35	38	11	27	0	0	1	
	(1)	男女共同参画意識を高めます		20	9	10	4	6	0	0	0	
		①	固定的な性別役割分担意識の解消（事業番号1～4）	9	4	5	4	1				
		②	家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実（事業番号5～9）	11	5	5		5				
	(2)	一人ひとりの人権意識を高めます		14	7	7	2	5	0	0	0	
		①	人権意識の高揚と情報の適切な活用（事業番号10～13）	11	4	4	1	3				
		②	多様な性（LGBT等）の理解と尊重（事業番号14～16）	3	3	3	1	2				
	(3)	心とからだを尊重する社会づくりを進めます		31	13	16	5	11	0	0	0	
		①	配偶者からの暴力（DV）の防止・早期発見・被害者支援【DV防止基本計画】（事業番号17～20）	10	4	4	2	2				
		②	男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶（事業番号21～24）	12	4	4	1	3				
		③	生涯を通じた女性の健康支援（事業番号25～29）	9	5	8	2	6				
	(4)	安心して暮らせる環境の整備を進めます		25	6	5	0	5	0	0	1	
		①	経済的な困難を抱える人への支援（事業番号30～31）	10	2	2		2				
		②	高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり（事業番号32～35）	15	4	3		3			1	
	2	女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ【女性活躍推進計画】		38	12	12	3	9	0	0	0	
	(1)	子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます		18	7	7	1	6	0	0	0	
		①	男女が共に担う子育てへの支援（事業番号36～40）	11	5	5	1	4				
		②	男女が共に担う介護（介助）への支援（事業番号41～42）	7	2	2		2				
		(2)	男女がいきいきと働けるよう支援します		20	5	5	2	3	0	0	0
			①	働く場での女性の活躍推進（事業番号43～45）	12	3	3	1	2			
			②	就業における男女共同参画の推進（事業番号46）	4	1	1	1				
			③	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（事業番号47）	4	1	1		1			
	3	性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ		11	4	4	0	4	0	0	0	
	(1)	男女共同参画の視点で地域力を高めます		11	4	4	0	4	0	0	0	
		①	意思決定過程への女性の参画促進（事業番号48）	3	1	1		1				
		②	地域における男女共同参画の推進（事業番号49～50）	5	2	2		2				
		③	防災・防犯における男女共同参画の推進（事業番号51）	3	1	1		1				
		4	区、区民、事業者等が連携して施策を推進するまち すみだ		7	0	0	0	0	0	0	0
	(1)	区の推進体制を充実します		7	0	0						
		①	男女共同参画推進体制の充実・強化	5	0	0						
		②	すみだ女性センターの機能充実・活動強化	1	0	0						
		③	民間団体、企業への情報提供と啓発	1	0	0						
				146	51	54	14	40	0	0	1	

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向 (1) 男女共同参画意識を高めます

課題① 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画施策に関する情報発信

1	区報、区公式ホームページ、CATV等による情報発信		
めざす効果	ア	家庭・地域の意識高揚	
	イ	性別に関係のない、個性・能力に応じた選択	
内容	固定的な性別役割分担意識や、「男らしさ」「女らしさ」などの生活文化、慣行を見直すきっかけとするための情報を発信します。同時に、男女共同参画社会実現に向け、実施する事業の進行等に合わせた情報も随時発信します。また、CATVにおいて男女共同参画の啓発番組を放映します。		
所管課	広報広聴担当		
事業計画	人権コラム等、男女共同参画に関する取組を紹介する。		
評価	A	実施状況	【墨田区のお知らせ「すみだ」(区報)】 ・毎号70,000部発行 ・人権週間に合わせた特集を掲載した。 ・年間を通じて、すみだ女性センターの事業を17回、人権同和・男女共同参画課の男女共同参画に関する事業を16回、人権コラムを3回紹介した。 ※直接的に男女共同参画に関係のない記事に関しても、イラスト等の色使いに、性別役割分担意識を感じさせることのないよう、配慮できた。 【区公式ホームページ】 同様の内容を、区ホームページ内の区のお知らせへ掲載した。 【CATV】 区政情報番組「ウィークリーすみだ」で以下のとおり放送した。 ・「若年層の性暴力被害予防月間」(4月17日～30日) ・「女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業」(6月19日～7月2日) ・「子どもの人権110番 強化週間」(8月21日～9月3日)
		評価理由	すみだ女性センター、人権同和・男女共同参画課と連携しながら、区報へ掲載し、区民に周知することができた。SNS等の活用も連動して行い、効果を高めた。CATVにおいても啓発期間等に合わせ、周知を行った。
次年度計画	人権コラム等、男女共同参画に関する取組を紹介する。		
所管課	人権同和・男女共同参画課		
事業計画	国等の啓発期間に合わせ、情報発信する。DV相談窓口等の周知を大型連休前に行う。男女共同参画関連情報等を随時掲載する。		
評価	A	実施状況	区のお知らせ掲載記事 4月11日号：若年層の性暴力被害予防月間(4月) 4月21日号：女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業のお知らせ 5月11日号：男女雇用平等セミナー参加者募集 6月21日号：男女共同参画週間(6月23日～29日) 7月21日号：男女雇用平等セミナー参加者募集 8月11日号：DV被害防止相談窓口案内 8月21日号：女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業のお知らせ 10月21日号：意見交換会「すみだの地域性と多様な性 ～家族の願いとともに～」の開催・参加者募集 11月11日号：女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日) & 女性に対する暴力撤廃国際日(11月25日) 2月11日号：ワーク・ライフ・バランスセミナー「事業主が知っておくべき、 新しい「育児休業」の在り方～どうする？男性育休の最前線～」 の開催・参加募集 3月1日号：国際女性デー(3月8日) 区公式ホームページ掲載内容 ・「墨田区男女共同参画推進委員会」及び「墨田区女性活躍推進協議会」会議録 ・墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書(令和3年度実施事業) ・若年層の女性をとりまく暴力や犯罪への注意喚起・予防の周知 ・女性に対する暴力をなくす運動期間の普及・啓発の周知 ・意見交換会に関する告知・実績報告 ・ワーク・ライフ・バランス・セミナーに関する告知 ・女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業に関する告知 ・墨田区男女共同参画 推進プラン改定に伴う見直しについて(答申) ・墨田区男女共同参画に関する区民意識調査報告 ・女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査報告 ≪すみだ女性センター≫ ・男女共同参画推進事業の参加者募集は区のお知らせと区公式ホームページ等で周知し、その実施結果を区公式ホームページ等に掲載
		評価理由	コロナ禍ではあったが、SNS(区公式Facebook、Twitter)等を活用し、効果的な周知が図れた。 男女共同参画に関する記事以外についても、イラスト等の色使いに、性別役割分担意識を感じさせることのないよう、配慮した。
次年度計画	男女共同参画関連情報等を随時掲載する。		

2	男女共同参画情報誌「すずかけ」の発行		
めざす効果		ア	家庭・地域の意識高揚
内容		固定的な性別役割分担意識の解消など男女共同参画社会を実現するため、区民と協働して情報誌を発行します。	
所管課		人権同和・男女共同参画課（すみだ女性センター）	
事業計画		「墨田区男女共同参画情報誌 すずかけ」を発行する。 A4サイズ12ページ 13,000部×2回発行	
評価	A	実施状況	・8月と1月に各13,000部発行した。 【92号】巻頭インタビュー：タレント JOY 特集：すみだで暮らす外国の人々と日本語 【93号】巻頭インタビュー：俳人 夏井いつき 特集：ごみへの意識が未来を変える
		評価理由	男女共同参画の視点から、誰もが生きやすい社会を模索しつつ、子育て、人生観、外国人、新しいごみ対策への意識など、創意工夫し区民協働で作成することができた。また、こんにちはすみださんでは墨田区で活躍する女性を紹介し、インフォメーションページに3年ぶりに開催した「すずかけひろば」記事を掲載して、より区民が身近に感じて興味を引く内容とした。
次年度計画		「墨田区男女共同参画情報誌 すずかけ」を発行する。 A4サイズ12ページ 13,000部×2回発行	

区民参加型の意識啓発事業の実施

3	すずかけ大学をはじめとする各種啓発講座の開催		
めざす効果		ア	家庭・地域の意識高揚
内容		啓発講座を通じて男女共同参画を地域や家庭、社会の中で推進する人材育成を図ります。	
所管課		人権同和・男女共同参画課（すみだ女性センター）	
事業計画		すずかけ大学及び各種男女共同参画推進講座を継続して実施する。	
評価	A	実施状況	【すずかけ大学】 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、ウェブ会議システムを活用して実施した。計4回53名が参加 【その他各種講座】 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策等を考慮した形で実施した。 計606名が参加 （DV予防啓発講座、デートDV予防啓発講座、男女共同参画啓発講座、子育てママ対象講座、すみだパバスクール、働く人対象講座、講座委員会企画運営講座） なお、新規事業として男女共同参画啓発講座を区内小学校1校、拡充事業としてデートDV予防啓発講座を区内中学校1校を追加して実施した。
		評価理由	社会状況を見ながら、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策等を講じられる範囲で実施する中でも事業を拡大、特に若い世代への啓発機会も増やし、男女共同参画を推進する人材育成を図ることができた。 学校向けに講座の新規・拡充が図れた。
次年度計画		すずかけ大学及び各種男女共同参画推進講座を継続して実施する。	

◆第4章◆

「墨田区男女共同参画推進委員会評価」

凡例

【墨田区男女共同参画推進委員会による評価】

基本目標に対して効果が	大きかった	◎
	あった	○
	少しあった	△
	なかった	×

基本目標 1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向(1)	男女共同参画意識を高めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	令和5年度にコロナが5類になり日常生活が戻りつつある今、男女の違いを認めつつ、お互いを尊重出来る地域社会を目指し、今後も活動の幅を広げられる事を期待する。男性育休について、昨年度法律が変わり取得しやすくなった様に思われるが、労働者、雇用主の意識改革を含めた取得しやすい環境整備に向けた啓発活動を続けてもらいたい。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①固定的な性別役割分担意識の解消 [事業番号1～4] (P.11～P.13)	○ あった	固定的な性別役割分担について、それに囚われる事なく、個々人が自分の意思で判断し、行動出来る環境作りが求められる為、分担意識の解消に向け、引き続き問題意識を持って取り組み続ける事を期待する。紙媒体とケーブルテレビを用いて、一人でも多くの区民に活動内容が伝わる様、配慮がなされている。情報の収集・把握・公表について、紙媒体でのアンケートを実施されているとの事だが、WEBでの回答も出来るようになれば有効回収率も上がるのではと思った。
②家庭、学校、地域における男女平等教育・学習の充実 [事業番号5～9] (P.14～P.17)	○ あった	教育現場において、性差別のない環境作りは必要であり、男女混合の出席簿や学校で使う資料等の人物や配色に配慮する事は、これからも続けられればと思う。共稼ぎの家庭が多い今、子ども会やPTAの在り方も将来的に、少しずつ変わる可能性もあると思われる。男女共同参画意識を持って、行政としてこれらの活動をフォローされつつ、地域に住む全ての子どもが参加出来るようなイベント等の取り組みについても期待したい。

基本目標 1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向(2)	一人ひとりの人権意識を高めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
◎ 大きかった	令和4年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止により、令和3年度に中止または短縮された各種事業が、所管課の予定通り実施され、基本目標1、施策の方向(2)の目標である人権意識の高揚と、啓発について、区民と区内職員に向けた情報発信について、所管課の自己評価のとおり、推進が確認された。 特に、令和5年度のパートナーシップ宣誓制度の導入をめざした、調査や現状に即した支援体制の検討に関する事業の拡大は高く評価される。 今後、令和4年度当該事業が、区民・区内職員の意識啓発にどのように貢献したかについて、実態調査や聞き取りをとおして、実態把握を継続されることを期待したい。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①人権意識の高揚と情報の適切な活用 [事業番号10～13] (P.18～P.20)	○ あった	人権尊重と啓発をめざして、区報や区公式ホームページにおける情報発信の企画について、所管課の予定通り実施された。また、女性の人権ほか、子どもの権利やパートナーシップ宣誓制度の導入にむけた、多様な人権の尊重と啓発に関しての情報発信が行われたことを評価できる。 人権尊重意識啓発事業については、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて中止されたが、令和4年度は実施し参加者に好評を得たことを評価できる。 同様に、墨田区職員に対して、差別事象発生の対応方法の周知について、各種職員研修会が予定通り行われ、周知されたことを評価できる。
②多様な性(LGBT等)の理解と尊重 [事業番号14～16] (P.21～P.22)	◎ 大きかった	多様な性(LGBT)の正しい理解を進めるための人権講習会開催についての情報発信や、区民の集まるまつりや、青少年の行事などで、広く啓発冊子の配布が行われ、令和3年度と比べて、事業目標についての効果が確認された。 区内の他職種職員への、意識啓発として、啓発冊子を配布し、とくに「性の多様性について」の職員手引きを作成して、配布周知を図ったことは、評価される。 多様な性に関する支援体制として、パートナーシップ宣誓制度の導入をめざして、区内各課に活用調査を行った。また墨田区規則に規定し、東京都の同制度との連携に関する協定を提携するなど、事業進捗は高く評価できる。

基本目標 1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向(3)	心とからだを尊重する社会づくりを進めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	本施策の方向において、評価対象となる13事業に対する16の所管課評価は、A評価が5、B評価が11であった。コロナ以前の状況に戻ったとしてB評価にしたものと推測するが、事業番号20の関係機関の連携強化や事業番号24の子育て相談の実施については、実績から見てもA評価でよいのではないかと考える。 DV相談件数は減少したものの、家庭相談や虐待相談は増加している。児童虐待の家庭にはDVがあることが多く、多様な相談窓口が開かれていること、関係機関が連携しながら支援を行う体制がしっかりと作られていることは大いに評価できる。 課題③生涯を通じた女性の健康支援は、計画策定当初から大きく状況が変化しているものも含まれており、評価指標や事業計画自体の見直しが必要と思われる。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①配偶者からの暴力(DV)の防止・早期発見・被害者支援 【DV防止基本計画】 [事業番号17～20] (P.23～P.25)	◎ 大きかった	区民を対象としたDV予防啓発講座や学校に出向いてデートDV予防啓発を行う出前講座の実施など、DV・デートDVに関する基礎知識や相談窓口を含むセンターの存在と役割について周知できた。 DV相談件数は減少している一方で、証明書の発行は昨年同様の実績があり、緊急度・重要度の高い相談が継続していることや、被害者の生活再建(自立)に向けた長期的な支援が求められていることが見て取れた。 生活保護ワーカーに対する研修も実施している。
②男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶 [事業番号21～24] (P.26～P.29)	○ あった	DV防止相談カードを15,000枚発行し、区内施設31か所に配布し、相談窓口の周知を行った。また、区ホームページや啓発誌の発行を通じて、若年女性を取り巻く暴力や犯罪をはじめ、男女共同参画社会の実現を阻む暴力防止に関する啓発を行った。 事業番号23のハラスメントを未然に防ぐための庁内体制の確立については、令和4年4月から職員に導入される「不妊治療のための休暇」を取り上げ、職場の環境悪化や職務の円滑な遂行を妨げる行為の未然防止を図った。
③生涯を通じた女性の健康支援 [事業番号25～29] (P.30～P.35)	○ あった	事業番号26健康づくりのための講習会の実施については、感染対策を講じたり、オンデマンド配信を取り入れながら計画通りに事業を実施できていた。 事業番号27の妊産婦への喫煙防止の推進については、禁煙補助薬(飲み薬)の供給停止が長らく継続していることや女性の喫煙率自体に下げ止まりの傾向があることから、「受動喫煙によるたばこの害」についての啓発や女性の喫煙理由として多くあげられる「メンタルヘルス」等、女性に特化した計画に見直す必要を感じた。

基本目標 1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向(4)	安心して暮らせる環境の整備を進めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	本施策の方向において、評価対象となる5事業に対する所管課評価は、全てB評価であった。 課題①「経済的な困難を抱える人への支援」については就労に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の受講費用や生活費の一部を助成することは、ひとり親家庭の生活安定のため必要な事業であり、給付件数の増加、受給件数の減少を含めて効果は評価する。 課題②「高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり」への施策への必要性は今後高まっていくものと思われるが、あまり効果があるとは考えられない事業が見受けられた。課題の解決に本当に必要な事業内容かを毎年精査し改善を期待したい。 以上を考慮して施策の効果は○あったとする。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①経済的な困難を抱える人への支援 [事業番号30～31] (P.36～P.37)	○ あった	【30 ひとり親家庭自立支援給付金事業】 本年度の計画件数24件には達していない7件であるが、ひとり親家庭の収入増加など、ひとり親家庭の子供に対する支援につながっていると考え効果があったとした。今後は最近社会問題になっている「ひきこもりの女性」の課題解決に向け、就労の前に一歩社会復帰に踏み出す支援も合わせて必要と考える。 【31 児童扶養手当・児童育成手当】 児童扶養手当受給者数・児童育成手当受給者数ともに前年比で減少しているため効果があったと評価する。但し、この状況が環境要因なのか、墨田区のひとり親家庭の支援施策の効果によるものなのか、課の横断的な検証が必要と考える。 今回は受給者件数の「減少」をひとり親家庭の経済的自立数の増加、区の支出の減少と考え、効果測定の基準としたが、「減少」が「増加」どちらかを評価基準にするのか所管課で根拠をお示し頂きたい。
②高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり [事業番号32～35] (P.38～P.41)	△ 少しあった	【32 外国語翻訳アプリ等、タブレットの窓口設置】 費用対効果を考えると、令和3年度をもって終了する事業で適切な判断だと考える。アプリをインストールすることにより、外国人相談者への今後も手続きの円滑や適切なコミュニケーションによる、相談外国人の負担軽減を期待する。 【33 英語と中国語による外国人相談】 外国人相談についてはコロナの影響も少なくなり年間で20件と増加しており所管課評価Bであるが、毎週日を支払い、1ヵ月1～2人の飛込の相談者を2時間待っているのはとても不経済だと思う。予約制にする、外国語翻訳のITツールを活用するなど年度ごとの課題の解決を期待したい。 【34 介護事業者対象人権講演会】 前年度の4回から5回に増加し、人権に関する連絡会では230事業所の参加であり、継続実施が望ましいと考える。但し、開催回数や参加人数でハラスメントの改善効果が把握できるものではないので、事業所へのアンケートなど他の方法で理解度や待遇の改善など効果の測定を期待したい。 【35 バリアフリー化の促進】 公共性の高い場所でのバリアフリー化は必要ではあるが、申請件数、助成金交付実績は令和4年度0件であり、相談件数が5件のため効果は少なかったと考える。平成5年から行っているこの事業が、30年経った令和5年にこの助成金が「何のため」「誰が」必要としているのかを事業自体を再考する必要があると考える。

基本目標2	女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】
施策の方向(1)	子育て、介護等を男女が共に担えるよう 環境整備を進めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	本施策の評価対象となる7事業に対する所管課評価は、事業番号37がA評価であるが、他のいずれもB評価であった。新型コロナウイルスの外出自粛要請の一部緩和により、いずれの施策においても前年と比べ、徐々には拡大されてきており、概ね当初計画通りに開催することができている。 いずれも着実に各事業を展開したことにより一定の効果が得られていることが確認されたため、推進委員会の評価としては「○基本目標に対して 効果があった」とする。 一方、介護・介助については、現在は事業番号41、42と2つしか選定されていないが、今後超高齢化社会に向けた大きな柱となってくることからも、6次プランに向けて掲載事業を増やすことを検討しているようですので、今後に期待をしている。新型コロナウイルス第5類への移行により、緩和される環境下では各種リモートによる施策とリアルによる新たなサービス提供の手段を模索し、今後の事業の更なる充実と区民への周知を図り、より大きな効果を生み出すような取り組みに期待をしたい。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①男女が共に担う子育てへの支援 [事業番号36～40] (P.42～P.45)	○ あった	この課題に該当する事業は、事業番号36～40の5つであり、所管課の評価は事業番号37がA評価であるが、他のいずれもB評価となっており、推進委員の評価理由の詳細は以下のとおり。 ○男性のための育児教室の実施(事業番号36) 参加人数が向島と本所で昨年比凹凸はあるが総計で6%アップ、参加者アンケートでは、赤ちゃん沐浴などのリアル体験を通し、父親の認識が向上した、などの評価を得ている。ただ、本教室も目的は父母が一緒に受講することで養育の動機付けでもあり、今後はコロナの収束に伴い、父母と一緒に参加できることで母親からの評価も期待できる。 ○男性の子育て参画支援講座の実施(事業番号37) 当初計画の「全2回または3回」に対し、コロナ前と同様の3回実施され、受講者アンケートでもパートナーや親子のコミュニケーションの大切さへの気づきなど高評価な結果を得ている。次年度開催を2回から3回へ修正済み。 ○出産・子育て応援事業(事業番号38) 妊娠届数が計画3,000人に対して実績2,518人と減少(▲16%)したが、面接実施人数は、2253人と89.5%(2,253/2,518)のカバー率となった。 今後の評価軸は、育児パッケージ配布数ではなく、今後予定している面接実施率で評価するように改善をいただきたい。 ○学童クラブ事業の実施(事業番号39) 公立学童クラブ新設の当初計画12クラブに対し、13クラブの実績と計画を上回ったが、待機児童の完全解消にはならなかった。次年度は更に4ヶ所の新規開設を計画する、とのことなので、引き続き学童クラブ定員の拡充に努めていただきたい。 ○一時的に子どもを預かる子育て支援事業(事業番号40) ショートステイ利用については、件数日数ともに増加している。これは、新型コロナウイルスの外出自粛要請の一部緩和により出張による利用件数が2.5倍に増加。一方で新型コロナウイルスへの対応が長期化する中で、保護者への精神的負担により疾病による利用件数が1.4倍と増加している。このショートステイ利用事業は今後も拡大する傾向にあるため、受け入れ態勢の強化を継続いただきたい。 上記以外の出産・子育て応援事業の取り組みとして、『すみだ子育てアプリの配信・運用』では、アプリのダウンロード数1,244件と前年実績1,468件に対して▲15%と大幅に減少、LINEの方がより効果的に情報発信が行えるとの判断から、令和5年7月にアプリからLINEへ移行しているなど、今後の効果に期待したい。また、新型コロナウイルスの外出自粛要請の一部緩和により、いずれの施策においても益々の拡大が見込まれることから、積極的な活動や取り組みの展開に期待をしたい。
②男女が共に担う介護(介助)への支援 [事業番号41～42] (P.46～P.47)	○ あった	この課題に該当する事業は、事業番号41、42の2つであり、所管課評価はいずれもB評価となっており、推進委員の評価理由の詳細は以下のとおり。 ○男性介護者教室や認知症家族介護者教室の実施(事業番号41) 認知症家族介護者教室66回(計画48回)、男性介護者教室4回(計画4回)、認知症普及啓発事業《一般》55回(計画64回)、認知症普及啓発事業《専門》17回(計画24回)の実施と、実施回数については、各カテゴリー毎の計画対実績には凸凹(プラスマイナス)があったが、概ね予定した実施回数を網羅している。一方で、評価指標を実施回数にすべきか、参加人数にすべきかの再考が必要と思われる、本来の評価(効果の把握)は、実施回数ではなく、区民の参加人数に裏付けられる本教室の認知率および対象者への網羅率ではないかと思われる。 ○緊急一時介護・保護事業の実施(事業番号42) 施設利用者数8名(前年5名)とほぼ横ばいの結果となる。本事業は利用実績の多い少ないは評価軸ではなく、利用者である心身障害者を介護する保護者が、その人らしく生活するための一助になっている、との所管課評価コメントであるが、今後は利用者からのアンケート結果などにより更なる満足度向上に努めていただき、満足度などを評価軸に盛り込むことも検討いただきたい。 上記以外介護(介助)事業として、「高齢者の総合相談窓口業務」については、新規相談件数は6,788件(前年6,501件)と前年比104%と、年々増加傾向にある。このように相談需要が増加している事由もカテゴリー事(14カテゴリー)に分類しており、各圏域ごとの集計を地域性等の分析も行っているところは評価できる。相談者の世帯構成、収入、居住形態等からの連携先と例示可能な回答が難しいためFAQの整備には至っていない、とのことだが、対象区民の更なる安心感の醸成に向け、可能な範囲での公開共有や協力機関等の拡充を図り、係わる方を増やすような取り組みに期待をしたい。

基本目標2	女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】
施策の方向(2)	男女がいきいきと働けるよう支援します

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	本施策の方向において、評価対象となる5事業に対する所管課評価は、A評価が3、B評価が2であった。 区役所職員に対する取組については、管理職における女性職員比率は数字の上では、昨年度より減少となったが、男性職員の育児休業取得率が大幅に増加したこと、また、区民向けの取組については、保育相談窓口・合同企業説明会開催・就職相談コーナー事業のいずれも、昨年度と同様の件数を実施していること、並びに、ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会を実施し、目標参加者人数をクリアしているため、「○基本目標に対して効果があった」とした。 次年度以降に向けては、墨田区の人口は、年々増えていることから、数値目標の根拠を明確に示し、更に取組が充実させることを期待する。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①働く場での女性の活躍推進 [事業番号43～45] (P.48～P.51)	○ あった	区役所内において、令和4年度管理職における女性職員の割合は、13.5%と前年度より低下しているが、退職等を含む自然減であるため、今後もキャリアデザイン研修や管理職ガイダンスを実施することによる取組を継続的に実施して欲しい。なお、男性職員の育児休業取得率が66.7%まで増加した(令和3年度は47.5%)ことは評価する。出生時育児休業も創設されたため、今後は、育児休業取得日数の公表も望まれる。 区民に向けた取組では、下記の実施状況となり、一定の成果を得ることが出来ている。 ○子育て支援課による保育に関するサービス相談件数1,579件(前年度1,439件)・説明会3回開催(前年度6回) 令和4年・令和5年と認可保育所を開所し、保育定員を拡大したことは評価出来る。 ○経営支援課による合同説明会を3回開催。そのうち、女性2名が、区内の企業へ就職し、マッチングを行うことが出来た。 対象者を区内中小企業に関心のある方に広げたことで、更にマッチング率が向上することに期待したい。
②就業における男女共同参画の推進 [事業番号46] (P.52)	○ あった	就職に関するカウンセリングや相談に関する所管課の評価はAであった。 利用者数96名のうち、3割を超える就職者(30名)の実績を挙げることが出来たことは、評価する。 中でも、就職活動に困難を抱える求職者にカウンセリングを実施し、就職へ結びつけたことは、継続的な取組を期待する。 今後、カウンセリングルームの利用方法や労働に関する情報提供も含め、更なる啓発に努めて欲しい。
③ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 [事業番号47] (P.53～P.54)	○ あった	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動に関する所管課の評価はBであった。 セミナー実施に際し、①法改正に基づく内容をテーマとして実施したこと、②具体的な参加目標人数を定め、目標人数を達成したことは、評価出来る。 また、次年度以降も、計画通り、時事を捉えたテーマで具体的な取組方法の紹介等、啓発活動を継続して欲しい。

基本目標3	性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ
施策の方向	男女共同参画の視点で地域力を高めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
△ 少しあった	基本目標3では、課題①の意思決定過程への女性の参画に関して、対前年比で0.4ポイント上昇しているものの、未だ各種審議会・委員会への女性委員任用比率は28.1%という低い水準に留まっていること、また課題②(地域における男女共同参画の推進)と課題③(防災・防犯における男女共同参画の推進)についても大きな効果は得られなかったことを踏まえ、推進委員会の評価を「△」(効果が少しあった)とした。そこで、今後、各種審議会・委員会への女性委員任用比率を高めるために、従来の「あて職」や「定員」を見直すといった思い切った対策も検討してもらいたい。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①意思決定過程への女性の参画推進 [事業番号48] (P.55)	△ 少しあった	令和5年度までに審議会等の女性委員の割合を30%にするという目標を立て、各課に積極的な女性登用を呼びかけているが、令和4年4月1日現在の各種審議会・委員会への女性委員任用比率は28.1%に留まっている。それでも、対前年比+0.4ポイントであるため、「△」(効果が少しあった)の評価とした。できる限り早い時期に30%の目標を達成してもらいたい、それに満足することなく、50%に近づけるよう、女性委員の割合を上昇させてほしい。
②地域における男女共同参画の推進 [事業番号49～50] (P.56～P.57)	○ あった	事業番号49(地域で助け合う小地域福祉活動の推進)と事業番号50(男性の社会貢献意識の向上推進)の所管課評価はいずれも「B」であるが、新型コロナウイルス感染症の流行により、事業を中止した期間もあることを考慮して、推進委員会評価を「○」(効果があった)とした。現在は、新型コロナウイルスの感染も落ち着いたので、令和5年度以降は地域における男女共同参画の意識をさらに高めるよう、積極的な地域活動の展開を期待したい。
③防災・防犯における男女共同参画の推進 [事業番号51] (P.58)	△ 少しあった	基本目標3の課題③に関する事業は「避難所運営体制の構築」(事業番号51)であり、この事業に対する所管課の評価は「B」となっている。また、この事業に関しては、男女共同参画の視点に立った避難所運営体制構築の「検討」に留まっているため、推進委員会の評価を「△」(効果が少しあった)とした。できる限り迅速に「検討」の段階から「具体的対策の立案」へとステップアップすることを期待したい。

男女共同参画推進委員会評価

総括評価

○ あった

1. 総括評価：男女共同参画推進委員会は、墨田区男女共同参画推進プランに関する所管課自己評価資料に基づいて、基本3目標、施策7方向、施策17課題について第三者評価を行い、「計画事業の実施・進捗」と「男女共同参画視点の充実」、「区民反応の把握」等に関して協議の結果、各所管課の事業は、第5次推進プランの基本目標に「効果があり」(○)との総括評価に至った。

基本目標(1~3)に 対する効果		評価内訳		
		施策の方向	課題	総括評価
大きかった	◎	1	2	あった： ○
あった	○	5	12	
少しあった	△	1	3	
なかった	×	0	0	
計		7	17	

2. 評価方法：所管課による評価(延べ55部署)は、令和4年度全体事業数146事業のうち54事業計画を評価対象とし、7項目(めざす効果・事業内容・計画・実施状況・評価理由・次年度計画)について、計画進捗の自己評価を行った。推進評価委員会は、基本目標・課題毎に総合評価(4段階：◎～×)を行った。

3. 評価結果：所管課は、A(予定以上の効果)26%、B(予定した効果)74%、C(課題が残る)0%であり、B以上100%と事業計画の効果があったと評価した。推進評価委員は、施策の方向7件中6件(85.7%)で、および施策課題14件(82%)で「効果あり、または効果大」と評価し、所管課評価を総合的に支持するものである。

施策の方向について「効果が少しあり△」は、審議会など意思決定過程での女性任用および、防災・防犯体制における女性の参画推進、高齢・障害・国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくりの3事業等であり、具体的対策の立案による改善が期待される。

4. 講評

(1) 事業進捗として評価された点について

- 令和3年度に新型コロナ感染拡大防止により中止・短縮された各種事業が、所管課の予定通り実施された。区民と区内職員に向けた「人権尊重の意識高揚と啓発」に関して区報やHP、冊子配布など情報発信の推進が確認された。女性の人権、子どもの権利、多様な性の正しい理解を踏まえた事業の拡充が行われた。
- 令和5年度のパートナーシップ宣誓制度の導入をめざした区内各課への調査実施と、東京都の同制度との連携に関する協定の提携などの事業進捗は高く評価される。
- DV防止基本計画の一貫として、啓発講座や出前事業、相談窓口などの支援体制の充実が確認された。前年度とくらべDV相談件数は減少傾向を示したが、一方で緊急度の高い支援の相談の継続や、被害者の生活再建に向けた長期的支援の要請は高く、きめ細やかな当該事業の重要性は高く評価される。
- 性別役割の分担意識の固定化の解消に向けて、各種の広報媒体を用いて関連情報が発信され、「～らしさ」の生活文化や慣行を見直し、男女共同参画に関する啓発事業が拡充された。男性の育休取得の制度により取得率が向上したが、職場内での雇用者側の意識改革などの環境整備について継続的対策が必要といえる。学校教育での性差別解消に向けた資料・教材の見直し、啓発的指導に関する事業が推進された。
- 男性の子育て参画支援事業としての講習会や育児教室の開催数が増加し、育児体験など父親の認識や役割の理解など養育参画への動機付けを高めたことと好評を得ており、今後の発展が期待される。男性の介護参画支援事業は計画通り実施された。一方、介護にかかる高齢者相談数は増加傾向を示し、区内8か所の高齢者支援総合センターごとの集計により地域性の傾向が分析された。相談数も多いので、今後FAQによる情報共有と事業拡充が期待される。

- 6) 女性管理職職員の割合は、退職者もあり、13.5%と低下したが、男性職員の育児休業率が 66.7%に増加し、女性職員の活躍が推進された。また、就業に関して若年求職者、若年女性、就職活動に困難を抱える求職者等のカウンセリング利用件数は高く、就労への移行支援事業が拡充されたことは評価される。
- 7) 男女共同参画推進プランは、多様な社会的課題に関する事業で構成されている。そこで、ひとり親相談・女性相談・家庭相談などの「相談事業」では、あらゆる暴力の根絶、経済的困難状況への支援、固定的な性別役割分担、高齢者介護、障害・国籍等の、施策横断的な現代的課題が挙げられ、複数所管課による連携の実績について報告された点は評価される。今後、さらに、高齢者介護疲弊から家庭内DV課題の発生や、妊産婦の健康被害などの事業拡充には複数部所間の連携などについての事業評価の展開が期待される。

(2) 今後、改善が期待される点について

- 1) 生涯を通じた女性の健康支援について、広報活動を継続し妊娠・出産・育児に向けた基本的な保健所健診体制が実施され多数の区民参加を得たことは評価される。一方で、妊産婦の喫煙や受動喫煙等の健康被害などには、貧困・DVや虐待などの家庭環境およびメンタルヘルスの低下等の現代的な背景要因の変化の関与も考えられる。施策については、事業実績の把握に止まらず、女性の個別状況・問題を掘り下げて、改善に向けた事業計画と指標の見直しによる事業展開が必要と考えられる。
- 2) 墨田区の審議会委員等の女性任用率は 30%を目標としているが、令和4年4月1日現在では 28.1%で、令和3年の基準日と比べ0.4ポイントの増加に止まった。近年の女性参画推進のポジティブアクション(内閣府)の普及状況から、委員委嘱段階での組織への依頼や女性定員割合など積極的な任用に向けた見直しと対策が期待される。
- 3) 経済他多様な困難などを抱える区民への支援として、ひとり親家庭自立支援給付金、児童扶養手当・育成手当の支給、さらに、バリアフリー環境整備補助金の支給について、年度計画予算で執行され、福祉の増進が図られた。今後、令和4年度事業実績が、区民の必要性を掘り起こし、必要性に対応した適正な実績であるかについての掘り下げにもとづいた評価視点が期待される。
- 4) 近年、地球規模での天候不順の傾向もあり防災の避難拠点の設置や避難所運営の体制の構築について要請が高まっている。妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者など個別の困難をかかえる区民への合理的配慮について、具体的な対策が避難所運営事業に組み込まれることが必要と考えられる。
- 5) 事業計画や事業実績については、可能なかぎり数値や具体的内容が記載された評価の傾向は評価される。今後、数値実績が墨田区民数や必要な事業規模として適正であるかについての考察・解釈を加え、評価精度の向上が期待される。次年度の具体的な施策の構想に関連付けた立案を検討頂きたい。